

みどり市福祉医療費支給に関する条例（平成18年みどり市条例第114号）の規定による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの（重度心身障害者等）

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	群馬県
3. 市区町村名	みどり市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	68-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	みどり市福祉医療費支給に関する条例（平成18年みどり市条例第114号）の規定による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの（重度心身障害者等）
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	68	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		みどり市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第2の項 みどり市福祉医療費支給に関する条例（平成18年みどり市条例第114号）の規定による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの（重度心身障害者等）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年7月2日）第1条	みどり市福祉医療費支給に関する条例（平成18年条例第114号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、（精神又は身体に障害を有する児童）について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の（福祉の増進）を図ることを目的とする。	この条例は、子ども、（重度心身障害者）、母子家庭の母と子及び父子家庭の父と子が社会保険等で医療を受けた場合に、自己負担をしなければならない費用（以下「福祉医療費」という。）を支給することにより、これらの者の健康管理の向上に寄与し、もってその（福祉の増進）を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		みどり市福祉医療費支給に関する条例（平成18年条例第114号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 の2項1号	みどり市福祉医療費支給に関する条例第4条第1項
事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	みどり市福祉医療費支給に関する条例第4条第1項の規定による受給資格の認定に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 の2項1号イ	みどり市福祉医療費支給に関する条例第3条第1項第2号及び第3号
②情報提供者	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等
③提供を求める特定個人情報	年金給付関係情報	年金給付関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 の2項1号	みどり市福祉医療費支給に関する条例第10条
事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	みどり市福祉医療費支給に関する条例第10条による医療費の助成の受給資格の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 の2項1号イ	みどり市福祉医療費支給に関する条例第3条第1項第2号及び第3号
②情報提供者	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等
③提供を求める特定個人情報	年金給付関係情報	年金給付関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 の2項1号	みどり市福祉医療費支給に関する条例第5条第1項
事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	みどり市福祉医療費支給に関する条例第5条の規定による医療費の助成の受給資格の更新に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 の2項1号イ	みどり市福祉医療費支給に関する条例第3条第1項第2号及び第3号
②情報提供者	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等
③提供を求める特定個人情報	年金給付関係情報	年金給付関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 の2項1号	みどり市福祉医療費支給に関する条例第7条
事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	みどり市福祉医療費支給に関する条例第7条の規定による福祉医療費の支給対象額についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 の2項1号ハ	みどり市福祉医療費支給に関する条例第7条
②情報提供者	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償基金
③提供を求める特定個人情報	地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報	地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報

備考

届出情報

届出日	2024年07月25日
独自利用事務の対象者	重度心身障害者等
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2023年06月28日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	